

## 青森公立大学部局長会議規程

平成21年4月1日

規程第13号

改正 平成22年 3月規程第 7号

改正 平成23年 3月規程第 6号

改正 平成27年 3月規程第 2号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学部局長会議（以下「部局長会議」という。）の設置、組織、所掌事項及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 青森公立大学（以下「大学」という。）の運営に係る基本方針及び重要施策に関する事項の先議並びに管理運営全般の執行及び連絡調整を行うため、部局長会議を置く。

(組織)

第3条 部局長会議は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 図書館長
- (5) 地域連携センター長
- (6) 事務局長

2 部局長会議は、必要がある場合は、前項各号に掲げる以外の者を会議に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(所掌事項)

第4条 部局長会議の所掌事項は、概ね次に掲げる事項とする。

- (1) 大学の管理及び運営の基本方針に関する事項
- (2) 大学の将来構想及び長期計画に関する事項
- (3) 大学の予算編成に関する事項
- (4) 主要な事務事業に関する事項
- (5) 自己点検及び評価に関する事項
- (6) 教育研究審議会及び教授会の審議事項に関する事項
- (7) 各委員会との連携及び調整に関する事項
- (8) その他学長が必要と認めた事項

(特別補佐)

第5条 学長は、部局長会議の承認を得て特別補佐若干名を委嘱することができる。

2 特別補佐は、部局長会議の所掌事項について、学長、学部長、研究科長、図書館長及び地域連携センター長を補佐するものとする。

(部局長会議の開催)

第6条 部局長会議は、学長が主宰する。

2 部局長会議は、定例会議及び臨時会議とする。

3 定例会議は、毎月第2水曜日に開催する。ただし、都合によりこれを変更し、又は中止することがある。

4 臨時会議は、必要に応じ、その都度開催するものとする。

5 部局長会議の進行は、学長が行う。ただし、学長に事故があるときは、あらかじめ学長が指名する者がその職務を代理する。

(付議手続)

第7条 部局長会議に付議する事案等は、その要旨及び資料を部局長会議開催日の3日前までに事務局長に提出しなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

(部局長会議内容の伝達及び実施の促進)

第8条 部局長会議に出席した者は、部局長会議の内容について関係職員に速やかに伝達するとともに、実施を要する事項については、これを速やかに執行しなければならない。

(庶務)

第9条 部局長会議の庶務は、事務局総務企画グループで処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、部局長会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年規程第7号)

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年規程第6号) 抄

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第2号）

（施行期日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。